

健康保険

国民健康保険の手続き

◇亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

- ◆葬祭費の支給申請
- ◆世帯主変更
 - ※亡くなった方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合

持ち物

- ・葬祭を行ったことを確認できる会葬礼状または葬儀の領収書
 - ※喪主のフルネームが記載されているもの
- ・喪主の振込先の口座番号がわかるもの
 - ※喪主以外に振り込む場合は委任状が必要です。
- ・亡くなった方の国民健康保険証
- ・同じ世帯の方の国民健康保険証（世帯主変更の場合のみ）

受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 市民窓口課、岩間支所 市民窓口課

期限

- 【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から2年以内
- 【世帯主変更】 死亡届出から14日以内

memo

後期高齢者医療制度の手続き

◇亡くなった方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

- ◆葬祭費の支給申請
- ◆給付受領申請書の提出

持ち物

- ・葬祭を行ったことを確認できる会葬礼状または葬儀の領収書
 - ※喪主のフルネームが記載されているもの
- ・喪主の振込先の口座番号がわかるもの
 - ※喪主以外に振り込む場合は委任状が必要です。
- ・亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証

受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 市民窓口課、岩間支所 市民窓口課

期限

- 【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から2年以内
- 【給付受領申請書の提出】 早めにお手続きください。

memo